別紙１

旭小学校アスレチック遊具等整備工事（設計・施工）要求水準書

１　趣旨

本要求水準書（以下「水準書」という。）は、旭小学校アスレチック遊具等整備工事（以下「本工事」という。）に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の企画提案者に求める提案条件となる要求水準を示すものであり、本プロポーザルの企画提案者は、水準書に記載された事項を満たしたうえで、本工事に係る提案を行うことができる。また、本工事の契約を締結した候補者（以下「受注者」という。）は、本工事が完了するまでの間、水準書を遵守しなければならない。

２　工事内容

(1) 実施設計（遊具等の整備に係る設計図書の作成）
(2) 遊戯施設（複合遊具等）設置工事　１式
(3) 遊戯周辺施設設置工事　１式
※必要な建築確認申請の手続きを含む。
※限度額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

３　整備の基本方針

様々な学齢の子ども達が遊ぶことができ、将来にわたり学校のシンボルとなるアスレチック遊具等を整備することを基本的な方針とし、旭小学校アスレチック遊具等整備工事実施要領 別紙２「企画提案にかかる評価基準」を満たす整備とすること。

４　共通事項

(1) 提案限度額
１０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）
(2) 履行場所
旭小学校地内（埼玉県吉川市大字南広島１９４０番地）
※８提供資料 (2)平面図を参照。
(3) 履行期間
契約締結日から令和８年２月２７日（金）まで

５ 要求水準

(1) 実施設計
詳細図面や構造計算書の作成等、遊具等の整備に必要な設計図書を作成すること。
(2) 遊戯施設
ア　主な対象者
６歳～１２歳のすべての児童
（参考：令和７年５月１日現在の旭小学校の児童数１０１人）

イ　遊具の種類

遊具については、様々な学齢の児童が遊べ、且つ子どもの運動能力や創造力など様々な能力の成長につながるものを選定するものとする。また、次の表中の遊具のうち№.１から１種類、№.２から№.７までの遊具から２種類以上と組み合わせ、なるべく多い基数を設置するものとする。

№.	遊具の種類	遊具の特徴等
1	ベーシック遊具	ターザンロープ遊び、クライミング遊び
2	複合遊具	のぼる、すべる、ゆれる、バランス、感覚遊び等で複合的に遊ぶ
3	回転系遊具	遊具の水平方向に回転する動きで遊ぶ
4	跳躍系遊具	遊具の反発力を利用し、子ども自身の飛び跳ねる動きで遊ぶ、砂場で遊ぶ
5	ネット系遊具	移り乗り、寝転んだり、這ったりして遊ぶ
6	居心地良い遊具	コージースポット、くつろぎの場、ごっこ遊び、コミュニケーション遊び
7	その他の遊具	その他の遊びが可能な遊具

ウ　配慮すべき事項

① 遊具の安全に関する規準（ＪＰＦＡ－ＳＰ－Ｓ：２０２４）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に適合又はこの規準に準じて安全性に配慮された遊具であること。

② 製造物責任法（平成６年法律第８５号）に対応する保険に加入すること。

③ 遊具は遊びの特性や安全性に配慮し、例えば活動的な遊びと静的な遊び、休息・交流といった区分による整備を行うこと。

④ 様々な遊びの要素や幅広い難易度、多人数又は一人遊びが好きなど、多様な特性のある利用者が、自分のスタイルに合わせて遊びが選択できるような遊具を提案すること。

⑤ 遊具については、擬木、再生木とするなど将来的な維持管理と耐用年数を考慮したものであることが望ましい。

⑥ その他の遊具については、要求水準書に基づき提案すること。

エ　遊戯施設周辺の安全配慮（加点評価対象）

① 遊戯施設周辺（安全領域内を除く）については、安全面に配慮した提案を行うこと。また、安全領域内については、遊具の落下高さに応じ、安全面に対する配慮が検討されていること。

② 遊具周辺及び安全領域内において安全面に配慮した提案を行う際には、安全性、耐候性、耐久性、衛生面等に配慮した素材を選定すること。

(3) 敷地整備

ア　本工事の主たる履行場所は、８提供資料 (2)平面図の赤枠箇所となるが、旭小学校敷地内の既存の遊具等を活用した企画提案も可とする。また、主たる履行場所の

敷地内には勾配があるため、遊具を設置する際に支障がある場合は、整地などの安全面に配慮して提案すること。

イ　既存の遊具エリアとの一体感、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮して提案すること。

ウ　本工事の実施にあたり、既存遊具の撤去、敷地の整地等については市が行う。ただし、既存の遊具等を活用した企画提案を行う場合は、市と敷地の整地等について協議することができる。

6　施工条件

(1) 履行期間

契約締結日から令和８年２月２７日（金）まで

(2) 施工時間帯

午前８時３０分から午後５時まで

(3) 契約上の留意事項

受注者は、契約締結日から６０日以内に実施設計を完了させ、その内容（構造計算を含む。）について報告書を作成し、発注者の承諾を得た上で、現場の施工に着手すること。

(4) 共通仕様書等

受注者は本工事の施工に当たって、公告日における最新の「埼玉県土木工事共通仕様書」、「埼玉県土木工事施工管理基準」、「公園緑地工事施工管理基準」等及び関係法令に基づき、履行すること。

(5) 建設副産物

本工事で発生する建設副産物については、建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）を遵守し、適正に処分すること。

(6) 施工時の管理方法（写真等の記録、出来高管理について）

ア　工事の施工の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を徹底すること。

イ　受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。

ウ　工事完成写真作成の際は、工程ごとに各段階（着手前、施工状況、出来高管理、完成、その他）に整理し、過程が容易に把握できるようにすること。

エ　土木工事施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。

オ　遊具等の製作工場における品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚測定等）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。

カ　構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。

キ　工事に伴い、周辺の既設施設等を破損した場合は、発注者に報告後、受注者により補修等を行うこと。

(7) オープニングセレモニーの協力

施設の供用開始に合わせてオープニングセレモニーを実施する場合、資料作成や準備に協力すること。

7　提出書類

(1) 契約締結時

ア　設計図書・仕様書
イ　現場代理人等通知書
ウ　履歴書及び証明書
エ　施工計画書（工事工程表含む）
オ　その他発注者が必要とする書類

(2) 完成検査時

ア　工事完成通知書
イ　出来形図
ウ　出来形調書
エ　品質管理調書
オ　発生材マニュフェスト
カ　工事写真
キ　材料承認及び試験票
ク　工程管理書類
ケ　安全管理書類
コ　その他発注者が必要とする書類

8　提供資料

(1) 位置図
(2) 平面図
(3) その他必要と判断した資料